

**平成30年度 第3回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
議事録**

〔会議概要〕

| | |
|---------------|---|
| 日時 | 平成30年11月20日（火）午後2時から午後3時05分まで |
| 場所 | 佐倉市役所1号館6階大会議室 |
| 会議次第 | 1. 開会 2. 議事 (1) 地域包括支援センターの評価結果について (2) 地域密着型サービス事業所の公募について (3) その他 3. 閉会 |
| 出席委員 (12名) | 会長：岩淵康雄（医師） 副会長：深沢孝志（社会福祉協議会） 委員：秤屋尚生（歯科医師）、栗生和明（民生委員・児童委員）、 住吉アキ子（ボランティア団体）、川崎順子（高齢者クラブ）、 大嶋和俊（施設介護サービス事業者）、 大野哲義（在宅介護サービス事業者）、國本幸栄（公募市民）、 根本弘子（公募市民）、村田修造（公募委員）、松井強（公募市民） ※欠席委員：1名（鈴木委員） |
| 事務局 | 高齢者福祉課：小林課長、関口主幹（生きがい支援班長）、 山本主査（包括支援班長）、緑川副主幹（包括ケア推進班長）、 平岡副主幹（介護給付班長）、籠橋主査（介護資格保険料班長）、 菅澤主査（介護認定班長）、里吉主査補（包括ケア推進班）、 鶴岡主事（包括ケア推進班）、伊藤主査補（介護給付班）、 矢島主査補（生きがい支援班） |
| その他 | 傍聴者1名 |

【議事録】

| 発言者 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| <p>○高齢者福祉課長（小林）</p> <p>□会長</p> | <p>ただいまより、「平成30年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」を開催します。</p> <p>なお、本日の会議は、議事録作成のために録音していますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>議事に入る前に、配布資料を確認します。委員のみなさまには事前に郵送しましたが、会議次第、資料1「地域包括支援センター評価結果について」、資料2-1「平成30年度佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募要領（案）」、資料2-2「佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準（案）」となります。</p> <p>では、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いします。</p> <p>規定により、会長が会議の議長を務めることとなっていますので、私のほうで進行させていただきます。</p> <p>まず、当懇話会の設置要綱第7条第2項に、「委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」とありますが、委員の過半数が出席していますので、会議は成立します。</p> <p>また、本来、会議は公開が原則となっているのですが、公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、会議の中で決定することにより会議の全部または一部を公開しないことが可能となっています。本日の会議については、傍聴を認め、会議を公開することとして、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、傍聴を認め、会議を公開することとします。</p> |
| <p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（緑川）</p> | <p>では、次第に沿い、議事に入ります。議事（1）「地域包括支援センターの評価結果について」です。</p> <p>当懇話会の所掌事務に、「地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること」とあり、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、事業者や被保険者などから意見を聴取する場として、厚生労働省令でも規定されている、佐倉市の「地域包括支援センター運営協議会」を、当懇話会は兼ねていることから、評価結果等について報告していただき、それに対して各委員のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>包括ケア推進班の緑川です。地域包括支援センターの評価結果について、資料1に基づき説明します。</p> <p>〔資料1「地域包括支援センター評価結果について」に基づき説明〕</p> |

| 発言者 | 内容 |
|-------------|---|
| □会長 | ただいまの説明に対して、ご質問やご意見等ありましたら、お願いします。 |
| □A委員 | 11ページの志津北部地域包括支援センターですが、「井野地区の課題解決」とは、具体的に何でしょうか。3番の「地域の実情や課題等に沿った目標の設定」の④の理由の中で、井野地区の課題解決に取り組むとあり、「今後（次年度）に向けて」にも、その井野地区のことが書いてあるのですが、具体的にはどんな課題があるのですか。 |
| ○高齢者福祉課（里吉） | 井野地区の課題抽出自体の取り組みがまだなされていない状況で、現在、ユウカリが丘地区と宮ノ台地区で課題を抽出して、その解決に取り組んでいますが、次年度に向けては、井野地区に対しても課題抽出から取り組むと聞いています。 |
| □会長 | 「広報・周知活動」のところにホームページを活用してとかリンクとありますが、佐倉市のホームページを見ても、地域包括支援センターのページとリンクしていないですね。市のページからすぐに各センターのホームページへ進めるといいなと思いますが、どうでしょうか。 |
| ○高齢者福祉課（緑川） | いまのところ、市のホームページには、地域包括支援センターの住所や地図などを掲載していますが、各センターのページとはリンクしていません。法人の中でセンター専用のページを設けていないところもあって、すべてのセンターにリンクすることはできていません。 |
| □B委員 | 南部地域包括支援センターは、1の③のチラシの配架・掲示のところで、民生委員の定例会等でチラシを配布しているとありますが、ほかの地域には書かれていません。それ以外の地域では、やっているけどもっとほかに評価すべきことがあって書いていないのか、それともやっていないのですか。 |
| ○高齢者福祉課（緑川） | 各センターの取り組みの中で、特に目立った点、評価できる点を選び掲載したものです。南部以外の地域でも民生委員の会議に毎月参加するなどして、PR等をしています。 |
| □会長 | 周知活動って、チラシとかホームページとかいろいろあると思いますが、病院に来る患者さんは、地域包括支援センターのことを知っている人が結構多いですけど、そういう方は決してチラシを見ているわけじゃなく、口コミで伝わっている、困ったときに聞いたら地域包括と言われたとか、実感としてそういうところから周知されていることが多いような気がします。口コミを周知活動に入れるわけにもいかないので書かれていないのでしょうか、実際にどういう形で周知されているのでしょうか。 |

| 発言者 | 内容 |
|-------------|---|
| ○高齢者福祉課（緑川） | <p>高齢者自身が困ったら地域包括支援センターに相談すればいいというところで、認知度は高まっているとは思いますが、若い世代、30代や40代の認知度が低いのではと思っています。市が毎年実施している市民意識調査でも、18歳以上の地域包括支援センターの認知度は30%程度にとどまっています。若い世代で、自分の親のことで相談したいという方が、地域包括支援センターではなく市役所に問い合わせがあり、どこか近くに相談できる場所はないかといったことも多くありますので、若い世代に対しての周知活動はもっと力を入れていかなければいけないと思っています。</p> |
| □C委員 | <p>評価という部分からは少しずれますが、要支援者の増加や総合事業なども始まり、地域包括支援センターの業務量がかなり増えてきているのではないかと漠然と思っています。いまの人員体制で業務は回っているのでしょうか。</p> |
| ○高齢者福祉課（緑川） | <p>地域の高齢者人口に応じて専門職を配置することとなっていて、人員配置上は足りていると判断していますが、高齢者の問題も複雑化してきていますので、困難な案件では、高齢者福祉課や他の関係部署が地域包括支援センターをバックアップしながら、問題解決に努めるようにしています。</p> |
| □C委員 | <p>船橋市が、地域点在と利用者の増加によって今年2カ所増やしたと聞き、佐倉市はどうかと思って尋ねました。</p> |
| □D委員 | <p>地域ケア会議に、自治体の中の主だった方々は入ってくれるようになってきたと思いますが、医療関係の方や、消防、警察なども入った会議は開かれているのでしょうか。</p> |
| ○高齢者福祉課（緑川） | <p>医療と介護の地域ケア会議については、現在、佐倉圏域と南部圏域が合同で、佐倉中央病院の会議室をお借りし、岩淵会長に進行をお願いして開催する取り組みが始まっています。このような例を参考に、志津北部、志津南部、臼井千代田の各圏域でも取り組みが広がるよう努めていきたいと思っています。</p> |
| □E委員 | <p>先ほどの説明で、9割方、概ねできているということでしたが、残り1割、これから気をつけていかなければいけないところというのは、どういったところなのか。この資料を見ても、いいことが多く書いてあるので、残りの1割はどういったところにあるのでしょうか。</p> |
| ○高齢者福祉課（緑川） | <p>9割といっても、ほとんど満点に近いのですが、満たしていない部分としては建物のバリアフリー等です。公共施設に入っているセンターは、高齢者に配慮した建物で、点字ブロックや手すりも整備されていますが、事務所を</p> |

| 発言者 | 内容 |
|--|--|
| <p>□B委員</p> <p>○高齢者福祉課（緑川）</p> <p>□F委員</p> <p>○高齢者福祉課（緑川）</p> <p>□会長</p> | <p>借り上げているセンターでは、入口から段差があったり、手すりが片側にしかついていないなどの点がマイナス評価となります。改善しようにも、借り上げている建物でなかなか難しい状況ですが、そういった点だけであり、すべてのセンターが99%に近い形で基準を達成できている状況です。</p> <p>95の評価項目のうち★印を付けたところを中心に実施したとのことですが、★印以外のところは、あまりヒアリングをしていないのか、しているのか。例えば、Q36の苦情に対する対応とか、Q51やQ52の虐待への対応など、こういった社会問題になっていること等も評価項目なのだと思いますが、先ほどの説明で★印が中心と聞いたので、ほかのところについては、市としてどのような形で把握していますか。</p> <p>今回の評価については、10月16日と17日に、高齢者福祉課の職員が実際に各地域包括支援センターに出向いて、個人情報ロッカーなどに施錠して管理されているかや、建物のバリアフリーなどを実地確認という形でしています。また、翌18日には、各センターの職員に対して、市の職員がヒアリングということで、95項目すべてについて1つずつ、できているかいないか、あるいは、業務のうえで困っている点がないかなども併せてヒアリングを実施しています。</p> <p>資料中の日程に、11月下旬に「運営法人へ評価結果を送付」とありますが、これはどういう内容を送付するのですか。</p> <p>11月5日の評価委員会による評価結果を本日報告させていただきましたが、本日と同内容でより詳細なもの、評価の講評であるとか95項目の達成状況などを、各法人に対して11月下旬に送付する予定です。</p> <p>ほかにご意見はありませんか。なければ次の議題に移りたいと思います。</p> |
| <p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（平岡）</p> <p>□会長</p> | <p>議事（2）、「地域密着型サービス事業所の公募について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>介護給付班の平岡です。地域密着型サービス事業所の公募について説明します。</p> <p>〔資料2-1「平成30年度佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募要領（案）」、資料2-2「佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準（案）」に基づき公募概要を説明〕</p> <p>ただいまの説明に関して、ご意見やご質問等ありましたら、お願いします。</p> |

| 発言者 | 内容 |
|-------------|---|
| □G委員 | <p>定期巡回は、7期計画で整備予定として入っているから募集するのだと思いますが、現実問題として手を挙げる事業所があるのかなど。それともう1点は、実態として定期巡回を必要とするような寝たきりの人の数を把握していますか。いまは施設もいろいろと整備されてきているので、20年前のように、本当に家の中でずっと寝たきりであるような方々は、こういった状況なのかと思って質問しました。</p> |
| ○高齢者福祉課（平岡） | <p>寝たきりでほかのサービスを使っていない方については、把握していません。今回、手を挙げる事業所があるかどうか、どちらかという期待を込めてというのもあります。現在休止中の1事業所、12月から仕切り直して再開していただくのですが、定期巡回、小規模や看護小規模の事業所からは、自分たちだけ頑張っても、ほかにもないと、市域も広くて、サービスを継続していくことは難しいとの声もあるため、公募して、できるだけ充実に努めたいと思っています。</p> |
| □G委員 | <p>いま休止中のところが、またやる予定なのですね。その事業所がやらないのに、さらに公募してもどうかと思ったものですから。わかりました。</p> |
| □F委員 | <p>公募する施設が4種類ありますが、それぞれどういう種別のものなのか、違い等がよくわからないので、簡単に説明してもらえますか。</p> |
| ○高齢者福祉課（平岡） | <p>1番目の認知症対応型共同生活介護、グループホームですが、比較的状态の安定した認知症の方が共同で住み、自分でできることは自分でやりながら穏やかに過ごしていただく、なかなか自宅で暮らすことが難しい方でも認知症の進行等も抑えながらできることをしながら過ごしていただく施設です。</p> <p>2つ目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、状態は落ち着いていても決まった時間に介護や看護が必要となる方に、状況に応じて定期的に訪問をするほか、急遽来てほしいというときにも、随時対応するというフレキシブルな部分もあるサービスです。</p> <p>次の小規模多機能型居宅介護は、それぞれの事業所が提供し、ケアマネが組み立てていく通い（デイサービス）、訪問（訪問介護）、泊まり（ショートステイ）の3種類のサービスを、その方の状況に応じて、1つの事業所で柔軟に組み合わせるフレキシブルに対応し、在宅生活を支えていくものです。</p> <p>この小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えたもの、医療的なケアに対応するものが看護小規模多機能型居宅介護です。</p> <p>今回、募集するのがこの4種類の施設となります。</p> |
| □会長 | <p>いま現在、佐倉市にグループホームは何カ所ありますか。</p> |

| 発言者 | 内容 |
|--------------------|---|
| ○高齢者福祉課（平岡） □会長 | <p>8カ所です。</p> <p>8カ所あるけれども、まだ足りないということですか。いまある施設が満床に近い状態で、今後も高齢者が増えることから、さらに整備したほうがいいという状況なのでしょうか。</p> |
| ○高齢者福祉課（平岡） | <p>グループホームは市内に8カ所ありますが、1事業所を除いて、ほとんどが満員で、入居待ちの方がいるという状況です。定員が18名と少なく、待機が長期にわたっていると聞いていますので、これからもグループホームの需要があると認識しています。</p> |
| □E委員 | <p>小規模多機能型居宅介護は終の棲家にはならないので、ここを利用していても、特養があるところのデイサービスを使いがちになるという声を聞いたことがあります。小規模多機能には、小規模特養を併設する条件で募集するのが理想的かと思いました。そうなれば、終の棲家の心配をせずに、小規模多機能型居宅介護を使いながら、要介護3以上になったり、家族で見られなくなったときに、小規模特養に移行していくことが考えられるのかと思いますが、市としてはどう考えていますか。</p> |
| ○高齢者福祉課（平岡） | <p>前期で小規模特養を募集したものの、整備が進まなかった状況から、今期計画では、小規模特養の整備は予定していません。いま、小規模多機能と小規模特養をおこなっている事業所が市内に1カ所ありますので、そちらの状況等を見つつ、次期計画の中で検討していきたいと思います。</p> |
| □会長 | <p>小規模多機能や看護小規模多機能のサービスを紹介すると、ケアマネジャーが替わってしまう。それが障害になって、なかなか紹介されないという現実があると聞いています。小規模多機能や看護小規模多機能がいいサービスであっても、やっぱり紹介してくれないとどうしようもない気がしますが、その点についてはいかがでしょうか。</p> |
| ○高齢者福祉課（平岡） | <p>長い間お世話になり、本人や家族の状況もよく知っているケアマネジャーから別の方に替わることがネックになるため、小規模多機能や看護小規模多機能のほうが便利でも、利用に踏み切れないという方がいることは認識しています。国もそういった課題があると認識しているため、今後の対応を注視していきたいと考えています。また、ケアマネジャーさんがサービスを理解されていないため移行できていない部分もあると思われるため、ケアマネジャーを対象に、小規模多機能や看護小規模多機能、また、定時巡回等も含め、サービス内容を案内したいと思います。</p> |

| 発言者 | 内容 |
|-------------|--|
| □F委員 | 資料2-2の中の「用地の抵当権設定等の有無」のところに、「福祉医療機構以外の抵当権が設定されていないこと」と書いてありますが、これはどういうものですか。 |
| ○高齢者福祉課（平岡） | 一般的に施設整備する際の資金は、福祉医療機構から融資を受けることが多く、その場合、それらの融資が終わるまでは、福祉医療機構の抵当権が設定されますので、そのほかに抵当権がないか、事業を安定して継続できることが可能かどうかを、抵当権の有無で確認します。 |
| □F委員 | その下に、「抵当権を解除する財源が確認できるもの」とありますけども、財源があれば、申請前に抵当権を抹消できるのではないかと思います。これはどういうことですか。 |
| ○高齢者福祉課（平岡） | 福祉医療機構だけの抵当権でしたら、それで結構ですが、福祉医療機構以外の抵当権、ほかからの借入れがある場合には、償還計画などをつけていただき、確実に返済の見込みがあるか等を確認します。 |
| □会長 | グループホームで看取りができるところって非常に少ないと思うのですが、先々考えるとそうした仕組み、体制が取れるようなことを考えたうえで募集するとなると、どこからも手が挙がらなくなるのでしょうか。今回はいいですけども、先々は必要となるような気がするのですが。 |
| □G委員 | 実際に亡くなっている人はいますよね。 |
| □会長 | いるんですけども、だめというところが多いと思います。 |
| ○高齢者福祉課（平岡） | 資料2-1の18ページ、認知症対応型共同生活介護、グループホーム募集の提出様式「施設等整備の動機等」の3の「(11) 認知症ケア及び医療ニーズ等への対応について」のところで、認知症ケア、医療ニーズ及びターミナルケアについて具体的な対応策があれば記載してもらい、考えを伺います。 また、グループホームでも、医療連携加算のほかには看取り加算もあり、書面にて同意を取ったうえで、医療機関と連携し、実際に看取りをしているところが、市内8カ所のうち数カ所ありますので、そのようなところが増え、住み慣れたグループホームで最期を迎えたい方の希望ができるだけ叶うよう、市としても、加算の案内などを入口に、進めていきたいと考えています。 |
| □G委員 | いま現在、市内のグループホームのうち、特別養護老人ホームを運営している事業者がやっているのは何カ所ですか。 |

| 発言者 | 内容 |
|--|--|
| <p>○高齢者福祉課（平岡）</p> <p>□会長</p> <p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（関口）</p> <p>□会長</p> | <p>市内で特養を運営している社会福祉法人が運営するグループホームはありません。優都会と志津大山記念会の2カ所は、社会福祉法人が運営していますが、いずれも特養は運営していません。ほかは株式会社や有限会社です。</p> <p>ほかにご意見等なければ、終了ということでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、各委員の意見を踏まえつつ、整備に向けて公募の手続きや準備を進めてください。</p> <p>なお、今後の審査、選考については、前回同様、当懇話会の委員からなる事業者選考検討会にお願いしたいと事務局から要望があります。検討会の委員は会長が選定することとなっていますので、前回と同じく、深沢副会長、医療分野から秤屋委員、福祉分野から住吉委員、介護分野から大野委員、市民分野から根本委員、学識者から鈴木委員の6名の方に、引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、鈴木委員は欠席のため後日確認することとして、ほかの5名については、検討会の委員としてよろしくお願ひします。検討会のスケジュール等については、会議終了後に調整をお願いします。</p> <p>そのほか、事務局から何か報告等ありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>では、本日の議事全体を通して、再度ご意見、ご質問があればお受けしますが、いかがでしょうか。</p> <p>特にないようですので、これにて本日の議事はすべて終了します。どうもありがとうございました。</p> |
| <p>○高齢者福祉課長（小林）</p> | <p>岩淵会長には、議長をお務めいただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の会議は、委員の皆さまの任期中、予定では最後の会議として、来年2月の中旬から下旬の開催を考えています。日程が決定し次第、正式にお知らせいたします。</p> <p>また、先ほど会長から事業者選考検討会の委員に指名のあった皆さまには、会議終了後に、担当が日程等の確認をさせていただきます。</p> <p>では、これにて「平成30年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」を閉会いたします。皆さまには、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。</p> |